

岩手県告示第463号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第4項の規定により、次のとおり水防警報を行う河川を指定した。

平成28年5月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 河川名 矢作川

2 指定区間

- (1) 左岸 陸前高田市矢作町字湯漬畑14番7地先（矢作川橋梁）から陸前高田市矢作町字越戸内213番1地先（気仙川合流点）まで
- (2) 右岸 陸前高田市矢作町字金屋敷6番2地先（矢作川橋梁）から陸前高田市矢作町字小嶋部103番1地先（気仙川合流点）まで